

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の
特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 電子取引を行った場合の電磁的記録の保存について必要な措置の範囲に、次の措置を加えることとする。(第8条関係)
 - (1) その電磁的記録の記録事項にタイムスタンプが付された後、その取引情報の授受を行うこと。
 - (2) その電磁的記録の記録事項について、訂正若しくは削除を行った場合にこれらの事実及び内容を確認することができる電子計算機処理システム又は訂正若しくは削除を行うことができない電子計算機処理システムを使用して、その取引情報の授受及びその電磁的記録の保存を行うこと。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この省令は、別段の定めがあるものを除き、令和2年10月1日から施行することとする。(附則関係)